武蔵野市内部統制制度基本方針

限られた資源を有効に活用し、住民福祉の増進に向けて行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくために、これまで以上に事務の適正化を図ることが必要であるという認識のもと、これまでのリスクマネジメントの取組等を継承しつつ、更に発展させ、本市独自の内部統制制度を導入します。

市長が先頭に立ち、職員一人ひとりが内部統制に主体的に取り組み、統制環境や取組状況の継続的な確認、改善により事務を適正に遂行し、信頼される市政の実現を目指します。

今後は、本基本方針に則り、内部統制に係る体制の整備及び内部統制制度の運用等を行ってまいります。

- 1 内部統制制度の対象とする事務 本市における全ての事務を対象とします。
- 2 内部統制制度の対象とする組織 市長部局のほか、市長の権限が及ぶ範囲内で、他の行政委員会事務局 や議会事務局も対象とします。
- 3 内部統制制度における取組
 - (1) 内部統制に係る全庁的な組織体制を整備するとともに、各種規則等 や既存の取組等の整理及び運用状況の確認を通じて適正に事務を遂 行します。
 - (2) 優先度の高い業務レベルのリスクに係る対応策を検討するとともに、運用状況の確認を通じて適正に事務を遂行します。
 - (3) これらの取組状況について、毎年度、内部統制制度報告書を作成し公表するとともに、継続的に改善を図ります。

令和7年4月1日 武蔵野市長 小美濃 安弘